

## 議長

農業委員現在数14名、出席14名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和4年度第6回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第3番八木委員さん、第4番野村委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から本日の日程行事について報告いたします。事務局長が本日議会の都合により遅参してまいりますので代理で報告いたします。

9月2日広報研究会、青梅市役所で行われ、加藤会長、小峰職代、農政部会の委員さんにご出席いただきました。9月5日農業振興団体連絡協議会および農業祭実行委員会が青梅市役所で開催、農業祭実行委員会に小峰職代にご出席いただきました。併せて9月15日西多摩地区農業委員推進委員研修会がリモートで行われまして、青梅市役所にて農業委員各位、推進委員各位、ご出席をいただきました。報告は以上となります。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」

## 議長

11件を上程いたします。

整理番号1番および2番について、鈴木清委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号13番の鈴木です。

整理番号1番について説明いたします。

9月12日事務局2名と現地調査を行いました。

## 委員

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

自宅の前の畑でして、ヤツガシラ、サトイモ、ネギ、カボチャ、大根等、色々栽培されておりました。収穫が終わった部分は除草されておりました問題ないと判断しました。

整理番号2番ですが、こちら事務局長2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

2筆とも一団の農地でして、地番の方はニンジン、ナス、ウコン、落花生、大根と栽培されておりました。地番の方は茶畑できれいに管理されておりました。問題なしの判断といたします。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号3番および4番について、町田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号8番の町田です。

整理番号3番について説明いたします。

9月13日、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

夏野菜が終わり耕耘してあり秋野菜の準備をされておりました。

地番、地目畑、面積

ナス、ミニトマト、ハナモモが植えてあり管理されておりました。

## 委員

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一団の畑になっていまして、入口には野菜の売店があり、そこでは野菜等を販売しています。その横の畑ではブドウの木が植えてあり、その北側にはイチゴ等が植えてあり、きちんと管理されておりました。5筆全体的に管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

整理番号4番について説明いたします。

9月13日、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

道路から入口左側でナス、ニンジン等が植えてあります。そこも管理されておりました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一団の畑になっていまして落花生、柿の木、ブルーベリー、キウイフルーツが植えてあり除草もされておりました。その横には農業用品トラクターの置き場がありました。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一団の畑で東側にはミョウガが植えてあり、北側には大根とキャベツが植えてあり、西側の畑が耕耘されていて次の野菜の準備をしてあり、サトイモ、ヤツガシラ、サツマイモが植えてあり、その北側には白菜が植えておりました。除草もきちんとされておりました。

よく管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号5番および6番について、野村委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号4番の野村です。

整理番号5番について説明いたします。

9月12日日本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この3筆は一団の畑で、地番には梅、栗、柿、イチジクなど果樹が主に栽培されておりました。地番には、ブルーベリー、ミニトマト、キュウリ、ナス、ネギ、白菜、大根、サツマイモ、オクラ、サトイモなどが栽培されており、手入れもよくされて畑として問題なく管理されておりました。

整理番号6番について説明いたします。

9月12日日本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

この畑にはナス、ピーマン、ネギ、大根、フキなど野菜と、果樹の梅、柿、びわ、すももなどが栽培されておりました。畑として問題なく管理されておりました。

## 委員

以上よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号7番について、梅田委員さんの説明をいたします。

## 委員

議席番号7番 梅田です。

整理番号7番について説明します。

9月12日本人立会いの下、事務局2名と現地調査をおこないました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

畑は、新町小学校の北側の藤塚公園の北にビニールハウス2棟ありまして、ビニールがかかっていないハウスではニンジンなどが作ってありました。作物はシシトウ、ピーマン、ナス、トウガラシ、キュウリ、ビーツ、キャベツ、イタリア野菜など多種類の野菜が直売所向けに栽培されてありました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号8番について、新井委員さんの説明をいたします。

## 委員

推進委員の新井です。

整理番号8番について説明します。

9月12日、本人立会いの下、事務局1名と現地調査をおこないました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番はつながっていきまして、今では珍しく桑畑が一面に植わっていましたが、草等も整理されていて管理されておりました。地番につきましては、ネギ、サトイモ、秋野菜等が植えられていて管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号9番、10番および11番について、石川委員さんの説明をいたします。

## 委員

議席番号5番 石川です。

9月15日、本人立会いの下、事務局2名と現地調査をおこないました。

整理番号9番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

ここは自宅の隣の畑でビニールハウスが5棟建っており、ハウスでは野菜の苗、植木の苗などが育てていて、現在は植木の苗のみでしたが、今後春に向けて野菜の苗を作っていくそうです。また植木も冬から春にかけて落葉樹を中心に、差し木や種を蒔いていくそうです。ハウス以外の露地ではアジサイ、ブルーベリー、クヌギ、モミジ、ヤマホウシと低木から高木になる木が植えられていました。

整理番号10番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

ここは住宅地にある畑で、畑の真ん中にサツマイモが栽培されていました。西側と東側の空いているところは耕耘されていました。本来耕耘したところに白菜を植える予定でいたそうなのですが、植えるときに腰を痛めてしまい苗を運べないということで自宅前の畑に変更したため、今はこの畑は何を作るのかは検討中だそうです。しっかり管理されておりました。

整理番号11番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

ここは自宅近くの畑で、畑の8割ほどを使ってビニールハウスが4棟建っています。残りのあいているところはハウスで使う土づくりということで、たい肥と土が置いてありました。ここは主に野菜苗を作る専門のハウスになっていて、春にはナス、キュウリ、トマト、ピーマンなどを作り、農協の直売センターで販売しています。今はノラボウ、タマネギ、白菜が作られていました。以上3件とも良好に管理されている

## 委員

ことを確認いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」11件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件を御説明いたします。議案第2号を御覧ください。

整理番号1番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和4年2月9日に死亡されたため、相続人ある さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、9月15日に石川委員さんと行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、石川委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号5番 石川です。

9月15日、本人と現地調査を行いました。

肥培管理状況、作付け作物ですが、地番にビニールハウスが2棟立っていて、中にはケールが作ってあり、露地野菜として他の畑には大根、サツマイモ、サトイモ、ヤーコン、カボチャが植えてありました。植えていない畑もあったのですが、しっかり耕耘されていました。さんは認定新規農業者で、他の仲間とマルシェやスーパーに野菜を卸しているという話を聞きました。今までも肥培管理もしっかりされていて、今後も生産意欲があると感じられましたので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を御説明致します。議案の4ページを御覧ください。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

### 議案第3号

#### 整理番号1番

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第3号 別紙1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和4年7月10日から令和7年7月9日までの3年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙2》の調書を御覧ください。

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

## 事務局

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また議案第4号別紙3の作付計画書を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、キャベツ、タマネギを行う予定になっております。

現地調査につきましては、6月13日に森谷委員と行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上よろしくご審議お願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、森谷委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号11番 森谷です。

整理番号1番について説明いたします。

9月15日に事務局2名と借人の                      さんと現地調査をしました。

畑一面にニンジンが栽培されており大変きれいな畑でした。今後は9月ころからキャベツを植えるということでした。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

## 議長

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第4号「農業委員会による非農地証明について」3件を上程いたします。なお、整理番号1番は新井委員さんに関係するものもございますので、別に先に審議させていただきます。

それでは、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、新井委員さんには退席いただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第4号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

はじめに、議案の5ページを御覧ください。

本件は、所有する土地が非農地状態であることの証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田の土地について、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会で証明するものでございます。通常、調整区域内農地を地目変更する場合には、東京都による転用許可等が必要となりますが、現状が山林等による非農地状態である場合、市農業委員会による非農地証明で地目変更をすることが出来ます。

## 事務局

第一に、整理番号1番について説明いたします。

それでは、議案第4号 別紙1-1を御覧ください。

本件は願出者が6名おりますが、代理人が同一で、まとめたの願出のため、整理番号1でまとめさせていただいております。願出者、地番等はお読み取りいただければと思います。

次に議案第4号 別紙1-2をご覧ください。こちらは航空写真に公図をあてはめ、今回願出のあった地番に印をつけたものでございます。場所は青梅東部病院、青梅新興の東側、厚沢通りの北側になります。この航空写真のとおり、当該地が山林の様相を呈していることが確認できます。

このことから、非農地証明の判断基準である「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は川鍋委員と行い、非農地証明に相当であると確認いただいております。また加藤会長、川口土地部会長には現地の状況について説明済みです。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号2番 川鍋です。

9月13日事務局2名と現地調査を行いました。

地番と航空写真を見てもらえれば分かると思いますが、昔、沢沿いに作った田んぼではないかと思えます。というのは現地に行ったのですが、そこまで入ることができない状況でして、これは無理だということで判断しました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」整理番号1番は原案のとおり承認することに決定いたしました。整理番号1番の審議が終了しましたので、新井委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

## 議長

それでは整理番号2番および3番について、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

次に、整理番号2番について説明いたします。

それでは、議案第4号 別紙2-1を御覧ください。

本件も願出者が9名おり、代理人が同一で、まとめたの願出のため、整理番号2でまとめさせていただいております。願出者、地番等はお読み取りいただければと思います。

次に議案第4号 別紙2-2をご覧ください。こちらは整理番号2-1から2-9までの現地写真となっております。それぞれが山林、原野の様相を呈し、また森林に囲まれている個所も含まれ、農地の復元は困難を極めると考えられます。

このことから、非農地証明の判断基準である「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の新井委員と行き、非農地証明に相当であると確認いただいております。また加藤会長、川口土地部会長には現地の状況について説明済です。

最後に、整理番号3番について説明いたします。

それでは、議案第4号 別紙3-1を御覧ください。

(願出者・地番・面積を読み上げ)

## 事務局

本案件は、令和元年度より所有者から相談を受けていましたが、東京都との事前相談等により手続きが滞っており、今年度から山林等の様相を呈している非農地証明の手続きが簡略化されたことで、改めて非農地証明の願出の申請を受けたところでございます。

## 事務局

次に、議案第4号 別紙3-2を御覧ください。

小曾木地番については、別紙航空写真のとおり、当該地が山林の様相を呈していることが確認できます。

このことから、非農地証明の判断基準である「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の川鍋委員と行い、非農地証明に相当であると確認いただいております。また加藤会長、川口土地部会長には現地の状況について説明済みです。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号2番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

推進委員の新井です。

9月12日、事務局2名と現地調査を行いました。

ここは一連の土地なのですが、昭和44～45年ころの石炭造成地で全部抜粋された土地で、バブルが弾けてそのままになっていまして、ここでみんな一斉に動き出して登記の地目変更をして、仮登記の所有者になるという一連の作業で、前回でしたら4丁目の土地についても同じような形で出てきておりました。これで小曾木地区の買収されたところは、だいたい地目は山林としていまして変わっていくのではないかと思います。そういった説明で一つ一つの場所というのは何とも言えないのですみませんが写真で確認していただいた形をお願いしたいと思います。

## 議長

整理番号3番について、川鍋委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号2番 川鍋です。

こちらの土地も航空写真を見ていただいて、一軒家が建っているのですけれども、その家が先に非農地証明されていたと思います。その奥側ですから、確認したときは道から見ているだけなのですが、入っていけないということと結構な斜面で人が入りにくいなという場所になっております。これをもう一度畑にするというのは無理に近いと考えます。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業委員会による非農地証明について」残り2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

## 議長

はじめに「農地法第3条第3項第1号の規定による届出について」は、5件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、2件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、10件で3ページおよび4ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

次に「農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、1件で6ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

## 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時10分から開会いたします。